

IT 特別工事の特例

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(以下「IT基本法」という。)及び e-Japan 戦略(平成13年1月22日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)において、超高速インターネット網の整備等を通じて、我が国が2005年までに世界最先端のIT国家となることを目指すこととされていることにかんがみ、従来、路面の掘り返しを抑制するために講じていた措置(以下「掘削抑制措置」という。)に関し、第一種電気通信事業者による光ファイバーケーブル敷設工事については以下のとおり特別の取扱いを行うこととなりました。

1. 措置の内容

掘削抑制措置に係る道路の区間において、第一種電気通信事業者が光ファイバーケーブルを新設又は増設するために行おうとする工事であって、2に示す措置基準を満たすものについては、本来計画的になされるべき工事であっても、これを認めることとなりました(以下「本件措置」という。)

ただし、本件措置は平成14年度及び平成15年度における時限的措置であり、平成16年度以降の取扱いについては別途検討を行います。

2. 本件措置は次に掲げる基準のいずれにも該当する場合において実施します。

- (1) 当該工事箇所の舗装が工事完了後1年以上経ているものであること。
- (2) 当該工事がIT基本法等の趣旨に即し、光ファイバーケーブルの新設又は増設工事の緊急性が高いことが合理性を有すること。
- (3) 当該工事が掘削抑制措置が講じられる前の段階では想定され得なかった工事であると認められるものであること。
- (4) 当該工事箇所の道路の掘り返しを伴わない他の手段(例えば次に掲げるもの)によることが、当該第一種電気通信事業者にとって困難であること。
 - ア 地下における既設の光ファイバー収容空間を利用すること。
 - イ 掘削延長が著しく増加しない範囲において、迂回ルートを確保すること。
- (5) 当該工事が道路の交通に著しい支障を及ぼさないものであること。

3. 留意事項

- (1) 本件措置によるIT特別工事の受付については、占用調整会議等における他の占用工事の受付と同様に取扱うこととしますが、別記様式を参考に具体的な工事計画を提出して下さい。
- (2) IT特別工事についても、他の占用工事と同様に施工時期の調整等が必要となる場合があります。
- (3) IT特別工事の実施にあたっては、道路管理者の指示に従い、当該工事がIT特別工事であることを示す標示板を別途設置することが必要です。
- (4) 第一種電気通信事業者以外の者の行う光ファイバーケーブルの新設又は増設についても本件措置によることができる場合があります。
- (5) 本件取扱いの詳細については、最寄りの工事事務所・出張所までお問い合わせ下さい。

別記様式

光ファイバーケーブル敷設工事計画書（記入例）

第 平成 年 月 日 号

工事事務所長 殿

申請者名
担当者
連絡先

掘削抑制措置に係る道路の区間において、下記の光ファイバーケーブル敷設工事を施工したいので、審査をお願いします。

記

路線名	一般国道 号	(上り・下り・横断)	(車道・歩道)
場所	(自) 県 市	地先	(距離標) k p
	(至) 県 市	地先	(距離標) k p
工事期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
緊急に整備が必要な理由	(掘削抑制満了期間は平成 年 月であるが、 のため平成 年 月までに光ファイバーネットワークの構築が必要であるため。等)		
掘削抑制措置が講じられる前の段階では想定され得なかった理由	(平成 年 月時点においてはじめて、 地区における情報通信需要の発生が見込まれたため。等)		
掘り返しを伴わない他の手段による代替可能性	(地下における既設の光ファイバー収容空間利用の可能性、迂回ルート確保の可能性等)		
道路の交通に著しい支障を及ぼさないものであること	(道路の交通に支障を及ぼさないよう道路占用共通指示書等に従って、所要の措置を講ずる。等)		
添付書類	(当該工事がどこからどこまでの光ファイバーネットワークを構築するために必要なかがわかる位置図(添付)、当該工事の詳細な平面図(添付))		

I T 特別工事認定書

上記について、I T 特別工事として認定する。

第 平成 年 月 日 号
工事事務所長